慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 充当資産 (le patrimoine d'affectation) :<br>不明確な概念についての諸考察 |
| Sub Title | Le patrimoine d'affectation : réflexions sur une notion incertaine |
| Author | トーマ = レイノー, アンヌ = ロール(Thomat-Raynaud, Anne-Laure)<br>片山, 直也(Katayama, Naoya) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法務研究科 |
| Publication year | 2011 |
| Jtitle | 慶應法学 (Keio law journal). No.19 (2011. 3) ,p.513- 536 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 豊泉貫太郎教授, マキロイロバート教授, 退職記念号 = Essays Commemorating the Retirement of PROFESSOR TOYOIZUMI KANTARO, PROFESSOR ROBERT MCILROY Presented by Their Colleagues and Former Students<br>翻訳 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110325-0513 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

翻訳

# 充当資産（le patrimoine d'affectation）

## ――不明確な概念についての諸考察――*

アンヌ＝ロール・トーマ＝レイノー**
片　山　直　也／訳

Ⅰ　充当資産（patrimoine d'affectation）――客観的かつ機能的な現実
　A－具体的な内容から識別される資産（patrimoine）
　B－機能から把握される資産（patrimoine）
Ⅱ　充当資産（patrimoine d'affectation）――不明確なカテゴリ
　A－充当資産（patrimoine d'affectation）についての学説上の統一見解の不在
　B－充当資産（patrimoine d'affectation）の立法によるアンビバレントな受容

充当資産（*patrimoine d'affectation*）***は、古くから存するが、今日においてもなお活発な論争を引き起こしている概念の一つである。それはおそらく、長い間、オーブリー＝ロー（Aubry et Rau）やツァハリエ（Zachariae）から継承された伝統的な資産（patrimoine）概念に正面から対立するものとされてきたためであろう。充当資産（patrimoine d'affectation）概念は、EIRLに関する法案****の最終的な採択によって、華々しく商法典の中に導入されることになろう。しかし同概念は、依然、極めて不明確な法概念を構成している。

**1**．充当資産（patrimoine d'affectation）は、何人も無関心ではいられない概念であり、一世紀以上も前からそうであった。というのは、充当資産（*patrimoine d'affectation*）は、類似したものも、掛け離れたものもあれば、また、誤ったものも、正しいものもあったが、オーブリー＝ローの「一つの人格に、一つの不

可分の資産（une personne, un seul patrimoine indivisible）」との資産の基本的理論[1] から距離を置くすべての考え方を性質づけるために古くからしばしば用いられてきた概念だったからである。むやみに抽象的かつ主観的であり、過度に厳格であり、かつ新たな需要に対応できないと判断されたこの資産（*patrimoine*）概念から解放されんと欲するフランスの一部の学説は、外国に発想の源泉を見出した[2]。すなわち、ドイツの学者ブリンツ（Brinz）とベッカー（Bekker）[3] は、充当資産（*patrimoine d'affectation*）という用語を用いることはなかったが、目的資産（*Zweckvermögen, ou patrimoine à but*）[4] や特定資産（*Sondervermögen, ou patrimoine particulier*）[5] に光を当て、充当資産（*patrimoine d'affectation*）[6] の出

1）*v*. Aubry C. et Rau C., *Cours de droit civil français d'après la méthode de Zachariae*, 4e éd. revue et complétée, t. 6, Imprimerie et librairie générale de jurisprudence Cosse Marchal et Billard, 1873 ; *Aubry et Rau, Leurs oeuvres, leurs enseignements*, sous la dir. de Poughon J.-M., PU Strasbourg, 2006.

2）著名な批判として、*v*. Le doyen Gény, *Méthodes d'interprétation et sources en droit privé positif*, t. I, LGDJ, 2e éd., 1919, n° 67, p. 142, et *Science et technique en droit privé positif, Nouvelle contribution à la critique de la méthode juridique*, Librairie de la société du recueil Sirey, 1921, t. III, p. 226-227 ; Gazin H., *Essai critique sur la notion de patrimoine dans la doctrine classique*, thèse Dijon, Arthur Rousseau éditeur, 1910 ; Plastara G., *La notion juridique du patrimoine*, thèse Paris, Arthur Rousseau éditeur, 1903, p. 68.

3）*v*. Brinz A., *Lehrbuch der Pandeckten*, dritter band, zweite Abteilung, 1 Lieferung zweite veränderte Auflage, A. Deimert, 1888, § 432, p. 453 et s. ; Bekker E. I., Zur Lehre vom Rechtssubject : Genuss und Verfügung ; Zwecksatzungen, Zweckvermögen und juristische Personen, *Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatsrechts*, vol. 12, 1-135.

4）*v*. Krolop K. et Bittlinger M., La société unipersonnelle et l'idée d'un patrimoine d'affectation en Allemagne, in *Qu'en est-il du Code de commerce 200 ans après ? État des lieux et projections*, sous la dir. de Saint-Alary-Houin C., travaux de l'IFR, n° 8, LGDJ, PU Toulouse, 2009, p. 267 et s., *spéc*. p. 271-274 ; *v. égal*. Carbonnier J., *Droit civil, Les biens*, PUF, 2004, § 670, p. 1523.

5）「法律が、固有の法的人格を伴った新たな法主体を生じさせることなく、特別の法的な地位を認める資産」と定義される（Creifelds C., *Dictionnaire juridique*, Klaus Weber, Munich, 2002, cité par Krolop K. et Bittlinger M., *La société unipersonnelle et l'idée d'un patrimoine d'affectation en Allemagne*, précité, p. 271）。

現に寄与したのである。この新たな概念は、長らく学説上の興奮を掻き立てることになった。この考え方は、その誕生以来、特に20世紀の初頭における活発な論争[7]に素材を提供したのである。それは、ブリンツが主体のない資産すなわち目的資産の存在を検討する際にそうしたように、法主体（le sujet de droit）を放棄するかのように思われた[8]。

**2**．1950年代以降[9]、まずは実務界の需要に応じて、立法者が、個人事業者（entrepreneur individuel）の保護の法的仕組みを模索したことを契機に[10]、次いで時代を下って、ファイナンス実務から生まれた、当時未だ無名であった信託的メカニズム（mécanismes fiduciaires）につき完全な法的実効性の保障が望まれたことを契機に[11]、同概念をめぐる議論が再燃した。近時は、財産または財産の集合を特定の用途に充当すること（l'affectation d'un bien ou d'un ensemble de biens à une utilité déterminée）を多かれ少なかれ推進する方向で考慮し、さらに充当された財産の集合と特定の債務との拘束関係（un lien entre un ensemble de biens affectés et des dettes déterminées）を設定する立法措置を

6）また、特に「分離資産（*patrimoine séparé*）」、「小資産（*petits patrimoines*）」とも呼ばれる（*v*. Béraud R., Pluralité de patrimoines et indisponibilité, *RID comp*. 1955, p. 775 ; *I patrimoni separati fra tradizione et innovazione*, a cura di Tondo S., G. Giappichelli Editore, Torino, 2007.

7）この理論は、フランスにおいてデュギーによって受け入れられた（Duguit L., *Traité de droit constitutionnel*, t. 3, ancienne Librairie Fontemoing et Cie, 1927, p. 309 et s., cité par Plastara G., *La notion juridique du patrimoine*, thèse précitée, p. 78 et s. ; *v*. Saleilles R., *De la personnalité juridique*, éd. La Mémoire du Droit, 2003, 19e leçon, p. 447 et s., *spéc*. p. 479）。

8）*v*. Bellivier F., Brinz et la réception de sa théorie du patrimoine en France, in *La science juridique française et la science juridique allemande de 1870 à 1918*, sous la dir. de Beaud O. et de Wachsmann P., *Annales de la Faculté de droit de Strasbourg*, Nouvelle série, n° 1, PU Strasbourg, 1997, p. 165.

9）*v*. notamment Speth F., *La divisibilité du patrimoine et l'entreprise d'une seule personne*, LGDJ, Éditions Desoer, Liège, 1957, n° 158 ; ドイツ・オーストリア圏では、オーストリアのピスコ（Pisko）およびドイツのシリング（Schilling）の著作がある（cités par K. Krolop et Bittlinger M., La société unipersonnelle et l'idée d'un patrimoine d'affectation en Allemagne, *précité*, p. 274）。

進展させることが重要であると、学説が常々主張するようになってきている[12)]。同様に単発的ではあるが、学説には、その用語を用いない立法を回顧的に一瞥しつつ、純積極財産を上限として受諾された資産（le *patrimoine accepté à concurrence de l'actif net*）[13)]、債権・投資共同ファンドの資産（le *patrimoine du fonds commun de créances ou de placement*）[14)]、回避財団（les *fondations abritées*）[15)]等、さらに殊更に強調されるわけではないが、法人の資産（le *patrimoine des personnes morales*）[16)] といった多様な実在について、充当資産（*patrimoine d'affectation*）として性質決定することが可能であるとするものが存した。

---

10）*v*. Champaud C., L'entreprise personnelle à responsabilité limitée, ***RTD com***. 1979, p. 579 ; Barthélémy J., Avis adopté par le CES, ***JO*** 14 mai 1993, avis et rapports du Conseil économique et social, session de 1993, séances des 27 et 28 avril 1993, L'entreprise individuelle, p. 5 et s. ; Bredin J.-D., Au-delà de l'EURL, Vingt ans de recherches pluridisciplinaires, À propos des structures juridiques de l'entreprise, ***Cah. dr. entr***. 1990, suppl. 1, p. 24 et s. ; *v*. encore Barthélémy J., Le patrimoine d'affectation, in Rapport Marini Ph., La modernisation du droit des sociétés, Rapport au Premier ministre, ***Doc. fr.***, 1996, p. 135 ; *v*. les rapports de Hurel F., en 2002 et 2008 ; *v*. également notre thèse, ***L'unité du patrimoine, essai critique***, Defrénois, 2007, n$^{os}$ 975 et s., et ***spéc***. l'esquisse législative pour la création d'un ***« patrimoine d'affectation d'activité »***, p. 510.

11）*v*. notamment Witz Cl., ***La fiducie en droit privé français***, Economica, 1981 ; Lucas F.-X., ***Le transfert temporaire de valeurs mobilières : pour une fiducie de valeurs mobilières***, LGDJ, ***coll. « Bibliothèque de droit privé »***, t. 199, 1997.

12）次第に強くなりつつある財産と充当との間の関係についての今日的言説の実際の進展およびそれに与えられる結果は、オーブリー＝ローの理論の全体を問題とするものではないが、その理論的前提、特に人と資産との関係（le lien personne-patrimoine）および資産の不可分性の原則（le principe d'indivisibilité du patrimoine）には明らかに反するものである（*v*. notre thèse précitée, ***L'unité du patrimoine, essai critique, spéc***. n° 792 ; *v*. encore Cabrillac R., Le patrimoine : existences multiples, essence unique ?, rapport de synthèse, ***Dr. & patr***. 2005, n° 133, p. 82 ; Malaurie Ph. Les dix premières années de notre siècle et le droit civil, ***JCP*** G 2010, p. 781, ***spéc***. n° 24）。

13）*v*. Witz Cl., ***J.-Cl***. Notarial Répertoire, ***Fasc***. 10, Droit de gage général, n° 62.

14）*v*. notamment Bonneau Th., Les fonds communs de placement, les fonds communs de créances et le droit civil, ***RTD civ***. 1991, p. 1.

15）*v*. notamment Revet Th., in ***RTD civ***. 1996, p. 998.

16）*v*. notamment Wicker G., ***Rép. civ***. Dalloz, ***V°*** Personnalité morale, 1998, n° 39.

３．数年前に、立法上の一つの決定的な段階が踏み超えられた。というのは、2007年２月19日法律2007-211号（JO 21 fév. 2007）が、民法典の中に、分離された資産（un *patrimoine séparé*）である信託資産（le *patrimoine fiduciaire*）を発生させる法定の信託（une fiducie légale）を導入したからである。かくして「きわめてフランス的なタブー、すなわち資産の一体性の理論（*la théorie de l'unité du patrimoine*）」が取り払われ[17]、充当資産（*patrimoine d'affectation*）の概念が正式に具現化することとなった[18]。それゆえ、他の領域での承認にも、道は開かれているように思われた。このコンテクストにおいて、2008年の末に、クサヴィエ・ドゥ・ルー氏の報告書によって、改めて、充当資産（patrimoine d'affectation）の他の形態、すなわち個人事業者のための充当資産を法典の中に導入することが主張されたのである[19]。それに依拠した限定責任個人事業者に関する法律の最新の法文[20]は、充当資産（patrimoine d'affectation）の擁護派と反対派との間における論争を再燃させることになろう[21]。すなわち、擁護派が、ドグマティスムに対する現代性の勝利として、この概念を掲げるのに対して、逆に、反対派は、所有者かつ責任者である法的な人を中心に構築された法秩序

17）Champaud C. et Danet D., in *RTD com.* 2007, n° 11, Fiducie ; 信託への扉を開かせないために、個人事業者の充当資産（patrimoine d'affectation）も当初は拒絶されていたとの見方につき、*v.* CREDA, Regards prospectifs croisés, quelle piste pour de nouvelles solutions ?, Table ronde du CREDA, sous la présidence de Champaud C., *Gaz. Pal.* 2003, n° 340, p. 40.

18）*v.* notamment Witz Cl., La fiducie française face aux expériences étrangères et à la Convention de La Haye relative au « trust », *D.* 2007, Dossier « Fiducie », p. 1369 et s., *spéc.* p. 1372 ; Marini Ph., Enfin la fiducie à la française !, *D.* 2007, Dossier « Fiducie », p. 1348 ; Simler Ph. et Delebecque Ph., *Droit civil, Les sûretés, La publicité foncière*, Dalloz, *coll. « Précis »*, 5e éd., 2009, n° 677, p. 596.

19）*v.* Roux（de）X., L'entrepreneur à patrimoine affecté, *Dr. & patr.* 2008, n° 176, p. 20 ; La création d'un patrimoine d'affectation, rapport remis le 5 novembre 2008 à M. H. Novelli, *Doc. fr.*

20）先の2010年４月28日に両院合同同数委員会（commission mixte paritaire）において起草され、５月５日および12日に最終的に採択され、かつ現在、憲法院（Conseil constitutionnel）にて審査中の条文を参照されたい。

に対する脅威として、この概念を位置づける。このように反応が極端に対立する理由を探ると、この充当資産（*patrimoine d'affectation*）の概念が、古くから存し、かつ徐々にに実務上の需要が増しているにもかかわらず、今日のフランス法学者によって一様なものとして理解されていないことが判明する。考え方（idées）は受け入れられたが、その性質（nature）および制度（régime）は明らかにされておらず[22]、かつ、立法によっても不明瞭なまま受容がなされたために、すべての不明確性（incertitudes）を取り除くには至っていない。よって、このイントロダクションにおいては、まずは、この概念が客観的かつ機能的な現実として認識および探求される点（Ⅰ）、次いで、仮にそうであるとしても、それはきわめて不明確な法的概念を構成している点（Ⅱ）を指摘しておかねばならない。

## Ⅰ　充当資産（patrimoine d'affectation）――客観的かつ機能的な現実

**4**．充当資産（patrimoine d'affectation）は、多くの現代人を魅了している。なぜならば、それが、抽象的な概念構成ではなく、客観的な現実に依拠するもの

21）*v*. Lienhard A., Entreprise individuelle à responsabilité limitée : naissance du patrimoine d'affectation, *D*. 2010, p. 252, et EIRL : adoption du projet de loi par les sénateurs, *D*. 2010, p. 959 ; Dubuisson E., Projet de loi relatif à l'EIRL. Comprendre la technique et les enjeux, *JCP* N 2010, 1115 ; Libchaber R., Feu la théorie du patrimoine, *Bulletin Joly Sociétés* 2010, n° 4, p. 316 ; Lucas F.-X., EIRL, de la fausse bonne idée, à la calamité, *Bulletin Joly Sociétés* 2010, n° 4, p. 311 ; Serlooten P., Brèves observations（et interrogations）sur le projet de création de l'entreprise individuelle à responsabilité limitée（EIRL）, *Dr. fisc*. 2010, n° 225 ; *Dr. & patr*. 2010, n° 291, Dossier, p. 54 ; Pierre J.-L., L'entreprise à patrimoine affecté : la résurgence d'un serpent de mer, *JCP* 2009, n° 2184 ; Vallansan J., Le sort de l'éventuelle entreprise à patrimoine affecté soumise à une procédure collective, *JCP* 2010, n° 1083.

22）「充当された資産についての法の構築」の思想につき、*v*., Schmidt D., Les lois du 1er août 2003 et le droit des sociétés, *D*. 2003, p. 2618.

23）Sève R., Déterminations philosophiques d'une théorie juridique : la théorie du patrimoine d'Aubry et Rau, *APD*, t. 24, 1979, p. 247 et s.

だからである。それは、一方では、その具体的な内容から識別され（A）、他方では、それによって充たされる機能から叙述される（B）。

### A－具体的な内容から識別される資産（patrimoine）

**5**．この概念は、ツァハリエに続いてオーブリー＝ローが依拠した考え方と異なる考え方に拠っている。これらの著者は、民法典の中に、幾世紀にもわたる遺産であり、かつ資産（patrimoine）の法的概念を開花させるためのとりわけ肥沃な基層を見出した。すなわち、彼らは、法的人格（*personnalité juridique*）の概念を出発点として資産を概念化し、かつ資産の対象たる客体の実在から全く切り離された抽象的な内容を資産に付与したのである。彼らは、哲学的な法[23]に属するこの概念に、人格の発現（émanation de la personnalité）という意味と同時に、ある一人の人の財産の集合（ensemble des biens d'une personne）という意味の二重の意味を付与した。

**6**．人格の発現によって、法的な資産（patrimoine juridique）は、所有しかつ義務を負う人の資格（capacité）を説明する[24]。同時に、潜在性（potentialité）と責任（responsabilité）を説明する。財産の集合（ensemble de biens）という点から、法的な資産は、債権者の権利の対象となることが帰結される。資産（patrimoine）が含む財産（biens）は、金銭的価値（valeur pécuniaire）という視角でのみ評価されるので、代替的（fongibles）である。それらは、資産が構成する全体の中に混和される。識別できないこれらの財産は、その人のすべての債権者に対して、その人のすべての債務の引き当てとなる。この点は、民法典2284条および2285条によって定式化されており、資産理論が法的に定着化した主要なものとなっている[25]。

---

24）Zénati-Castaing F., La propriété, mécanisme fondamental du droit, *RTD civ*. 2006, p. 445.

25）*v*. Xifaras M., *La propriété, Étude de philosophie du droit*, PUF, 2004, p. 244, 6.2 :「代替性は、債務の引当てという視点からは、資産を構成する要素を区別しないで取り扱うことを保障する」。

**7**．反対に、充当資産（*patrimoine d'affectation*）の概念は、集められた要素の物質性（matérialité）を基礎としている。法的な人格を出発点として識別されるわけではない。それは、そもそも資産の概念をより客観的なものにしようとする学説の意図によって説明がなされる。学説は、人的な視角をもはや第一線には置かず[26]、財産の充当（l'affectation des biens）、換言すれば、「財産の独自の利用方法」（« *procédé technique original d'utilisation des biens* »）[27] によって資産を特定することを選択した。

**8**．それゆえ、資産の内容を決定することを可能にするものは、財産の抽象的な概念ではなく、ある目的やある特別な用途への共通の充当によって特定された物の利用（l'usage des choses déterminé par une affectation commune à un but, à une destination particulière）[28] なのである 。資産の現実の基盤（l'assise réelle）が強調される。というのは、充当資産（patrimoine d'affectation）を構成する客体は、それらに与えられた用途への充当によって、実在（réalités）として、具体化され、識別され、区別され、標識化されるからである[29]。資産の要素は、金銭的価値の側面からのみ評価されないので、もはや代替的ではない。それらは、等価なものとみなされ得ないし、資産が構成する集合の中で混和されることもない。充当資産（patrimoine d'affectation）の識別は、必然的にその多様化および個別制度の適用を導くので、充当資産（patrimoine d'affectation）には、危機時期において探求されるべきいくつかの機能が与えられることになる。

---

26）ブリンツにおいてさえ、理論は隅々まで客観的というわけではない。というのは、権利を行使するには代理が必要だからである（*v*. Xifaras M., *La propriété. Étude de philosophie du droit, op. cit*., p. 331）。

27）*v*. Guinchard S., *L'affectation des biens en droit privé français*, LGDJ, 1976, n° 422.

28）*v*. Boffa R., *La destination de la chose*, Defrénois, coll. « Doctorat & Notariat », t. 32, 2008.

29）*v*. notamment Dubuisson E., Débat sur le patrimoine d'affectation, *Dr. & patr*. 2009, n° 180, p. 18.

### Ｂ－機能から把握される資産（patrimoine）

**9**．充当資産（patrimoine d'affectation）は、主として、それに結びつけられた機能または実務上の影響によって把握される[30]。すなわち、区別されかつ自律的な資産を設定するために、財産のまとまり（une masse de biens）を分離することが許される。そうするとによって、私人はイニシアティブを妨げられることなく、オーブリー＝ローの考え方に依拠した場合の実務上の不便さを強いられることもなくなる。人々が資産の内容を分割することを妨げず、反対に、区分化（partition）または区画化（compartimentation）を容認する。

法律の分かり易さ（l'intelligibilité de la loi）および法的安定性（la sécurité juridique）を確保するためには、充当資産（patrimoine d'affectation）を明確に定義する必要があるように思われる。

**10**．問題となる分離（séparation）は、充当された財産のみに関係するわけではない。分離は、債務にも影響し、債務者の財産を担保に取った債権者の権利にも反射的な効果を及ぼす[31]。充当された積極財産の識別には、その充当により識別された固有の消極財産が伴う[32]。充当資産（patrimoine d'affectation）の意義は、「まさに特定された目的の遂行に財産が充当され、その財産のみがその目的の遂行から生じた債務の引き当てとなること」[33] にある。こうして、充

---

30）充当資産（patrimoine d'affectation）の概念は、それが有しているとみなされる機能によって定義されるにとどまらず、「(過)機能概念（notion fonctionnelle)」として今日批判されている概念の中に位置づけられる可能性がある（Tusseau G., Critique d'une métanotion fonctionnelle. La notion（trop）fonctionnelle de « notion fonctionnelle », *RFD adm*. 2009, p. 641 et s.)。

31）出発点の論理はオーブリ＝ローのそれと異なるとしても、消極財産を含めると２つの資産概念は接近するように思われる（en ce sens, *v*. Witz Cl., *Droit de gage général*, précité, n° 20)。

32）Witz Cl., *La fiducie française face aux expériences étrangères et à la Convention de La Haye relative au « trust », précité*, p. 1372.

33）Larroumet Ch., La loi du 19 février 2007 sur la fiducie, Propos critiques, *D*. 2007, p. 1350.

当資産（patrimoine d'affectation）と債権者に対する責任（responsabilité à l'égard des créanciers）との間に一つの拘束関係（lien）が生じる。この資産の考え方は、同一の人が異なる目的のために充当される複数の資産を持つことと矛盾しない[34)]。

**11.** この分離によって、ある利益を保護したり、特定人を保護したりするということが可能となる。現時点においては、このような保護の考慮は、法定信託の確立を導いてきた。その効果は、受託者の固有債権者がアクセスできない分離資産（un patrimoine séparé）を創設することにある。同様の考慮は、事業上の債権者の訴権から独立させ、事業者の個人財産を守ろうとする立法者を指導している[35)]。

**12.** このように、充当資産（*patrimoine d'affectation*）の概念は、「現実すなわち実生活に直接向けられている」[36)] という意味において、プラグマティックな概念[37)] として現れる。それは、柔軟なテクニック[38)] として、推進者によって用いられ、様々な目的を達することを可能とする。充当資産（patrimoine

---

34）Lassère V., *La doctrine du patrimoine chez Zachariae*, Mémoire de DEA en philosophie du droit, sous la dir. de Sève M., Paris II, 1995, p. 56.

35）このような保護の目的は、充当資産（patrimoine d'affectation）の他の形態の中にもまた見出される。たとえば遺伝子資産（le *patrimoine génétique*）または文化資産（le *patrimoine culturel*）、環境資産（le *patrimoine environnemental*）については、充当の用語を可能な限り広い意味で用いるならば、そこに充当資産の設定を見出すことができよう。しかしながら、そこでは、保護は、法的な取引の中に一定の要素が入り込むことを妨げたりまたは制限したり、あるいは次世代のために資産を構成する要素を保持するなどの異なる使命を有し、拘束関係は、新たな財産の創造者に対してなされたこれら構成要素の充当と一般利益という目的との間に存するのである。

36）Rey A., *Dictionnaire historique de la langue française*, Le Robert.

37）この視点の概要につき *v.* Dammann R. et Podeur G., Fiducie-sûreté et droit des procédures collectives : évolution ou révolution ?, *D.* 2007, Dossier « Fiducie », p. 1359 et s., *spéc.* p. 1360.

38）Marini Ph., Enfin la fiducie à la française !, *D.* 2007, *précité*.

d'affectation）の概念は、差異が存するとはいえ、コモン・ロー諸国のトラストのメカニズムと似通った多様な潜在的機能を保有しているのである[39)]。以上のように、充当資産（patrimoine d'affectation）は、その客観的な基本構造および承認に伴う影響についてはコンセンサスが得られるとしても、定義された一つのカテゴリの中に分類することができるほど明確であるというわけではない。

## Ⅱ　充当資産（patrimoine d'affectation）――不明確なカテゴリ

**13.** 充当資産（*patrimoine d'affectation*）の概念は、今日のフランス法においてもなお、一方では、学説上の統一的見解を欠くゆえに（A）、他方では、アンビバレントな立法の伝統があるゆえに（B）、不明確なカテゴリを構成している。

### A－充当資産（patrimoine d'affectation）についての学説上の統一見解の不在

**14.** フランスの現代の学説は、充当資産（patrimoine d'affectation）について統一的な見解を採用しておらず、あるいは財産の法（droit des biens）、あるいは人の法（droit des personnes）と結びつけて、充当資産（patrimoine d'affectation）の異なった態様がイメージされている。充当資産（*patrimoine d'affectation*）の名称は、まずは、人との結合とは独立して、特定の一つの目的への共通の充当によって結びつけられた財産のまとまり（masses de biens）の法的地位を性質決定するために用いられる。かくして、この資産は、主体のない資産（patrimoine sans sujet）となり得るのである[40)]。ドイツのブリンツの学説は、資産の存在を必ずしも人には結びつけなかった点で、その起源であるということができよ

39）充当資産（patrimoine d'affectation）または分離資産の考え方が、まさにこのオリジナルな制度の理解を可能にすると評価する著者も存する（*v.* notamment Larroumet Ch., *La loi du 19 février 2007 sur la fiducie. Propos critiques, précité,* n$^{os}$ 5 et 11 ; *v.* Beraudo J.-P. et Tirard J.-M., *Les trusts anglo-saxons et les pays de droit civil,* éd. Academy et Finance SA, Genève, 2006, n° 34 ; Papandréou-Déterville M.-F., Droit des trusts et droit des biens, *RLDC* 2006/25, n° 1054）。

う。ブリンツ理論のこの側面をもって、学説は、長らく、充当資産（patrimoine d'affectation）について、オーブリー＝ローの考え方と妥協する余地がないほど対立するものであり、かつ人と資産を必然的に結びつけるフランス法に反するものとして、紹介することとなった。しかしながら、近時その点に光が当てられるようになってきたが、このドイツの著者は、人と結びついた資産の存在が問題だといったわけではなく、このタイプの資産とは別に、主体のない資産、目的資産を認めたというに過ぎない[41)]。ところが、人と切り離され、かつ反対にプロジェクトや目的と結びついた資産というこの視角が、今日においてなお一人歩きし続けているのである。

**15.** このタイプの充当資産（patrimoine d'affectation）の姿をフランス法の中において見出すのは、かなり困難であろう。というのは、我々の法には、ケベック法とは異なり、この、あらゆる法主体と切り離された資産というカテゴリが組み込まれていないからである[42)]。ケベック法は、フランス法とは異なるやり方で、信託資産（le patrimoine fiduciaire）を一つの充当資産（un patrimoine d'affectation）と定義して取り扱っている。すなわちケベック民法典1261条は、「信託として移転された財産によって形成される信託資産は、委託者、受託者また

---

40）*v*. notamment Terré F. et Simler Ph., *Droit civil, Les biens*, Dalloz, 7e éd., 2006, n° 21 ; Malaurie Ph. et Aynès L., *Droit civil, Les biens*, Dalloz, 3e éd., 2007, nos 19 et 24 ; Atias C., *Droit civil, Les biens*, Litec, 10e éd., 2009, n° 30 ; Strickler Y., *Les biens*, PUF, 1re éd., § 135.

41）*v*. Bellivier F., *«Brinz et la réception de sa théorie du patrimoine en France », précité* ; du même auteur, *Le patrimoine génétique humain : étude juridique*, Paris I, 1997, *spéc*. nos 325-355 ; *v*. également Xifaras M., *La propriété. Étude de philosophie du droit, op. cit*., p. 298 et s. et p. 309.

42）*v*. Cantin Cumyn M., Pourquoi définir la fiducie comme un patrimoine d'affectation ?, in *colloque du trentenaire 1975-2005, Regards croisés sur le droit privé, Cross-Examining Private Law*, éd. Y. Blais, 2008, p. 131 ; *comp*. Riendeau D. A., La société en droit québécois, *Revue du barreau*, t. 63, printemps 2003, p. 134 et s., 特に、非自律型の充当資産（patrimoine d'affectation non autonome）の起源としての資産の分割（une division de patrimoine）の考え方につき p. 140参照。

は受益者の資産とは区別された自律した充当資産（patrimoine d'affectation）を構成し、それらの者のいずれであってもその充当資産につき物的権利を有しない」と規定する。法律によって認められたこのタイプの資産は、信託（fiducie）および財団（fondation）のみである。しかしながら、近時出現した環境資産（le patrimoine environnemental）、人類の共同資産（le patrimoine commun de l'humanité）、文化資産（le patrimoine culturel）などの、債務の引き当てとならない新たな資産について、この目的資産（patrimoine à but）の概念と結びつけることが可能であるかも知れない[43]。これらの特定名義人のない資産は、ときに共有物であっても、ときに既に誰かに帰属する財産であっても、それらを、ある目標や、集団的または一般的な利益のための共通の充当によって識別される構成要素として集めたものである。法的人格へのあらゆる積荷から（*de tout arrimage à la personnalité juridique*）解放されたこのタイプの資産は、範囲の拡大には成功したものの、却って明確さを欠くことになったのではなかろうか[44]。

**16.** 次に、必ずしも人的な拠点を持たない上記タイプの充当資産（patrimoine d'affectation）とは別に、人と結びついた他のもう一つの充当資産（*patrimoine d'affectation*）概念に遭遇する。発展の傾向にあるのは、正確には、このタイプの充当資産（patrimoine d'affectation）、時として「フランス的充当資産（*patrimoine d'affectation à la française*）」と性格づけられるものである。なぜならば、人とその資産との関係が、所有者を示すのに必要であるのと同様に、人とその者が充当した資産との関係においても同じ理由から必要となる。人と切り離されないこのタイプ

43）特に、共同資産（patrimoine commun）について、*v*. Trébulle F.-G., La propriété à l'épreuve du patrimoine commun : le renouveau du domaine universel, in *Études offertes au professeur Philippe Malinvaud*, Litec, 2007, p. 659 et s., *spéc*. p. 676 ; de même, Lavialle C., La condition juridique de la monnaie fiduciaire, *RFD adm*. 2009, p. 669 et s., *spéc*. p. 675 et s. ; *v*. encore *Dr. & patr*. 2005, n° 133, Dossier « Le patrimoine. Existences multiples. Essence unique ? », p. 63 et s.

44）*v*. Yolka P., Personnalité publique et patrimoine, in *La personnalité publique*, LexisNexis-Litec, 2007, p. 36, note 6.

の充当資産（patrimoine d'affectation）については、複数の見解が対立している。第一の見解は、制限的だが、一般に認められているものであり[45]、それによれば、充当資産（patrimoine d'affectation）は、人の資産の内容の区分（division）によって現れる。かくして充当資産（patrimoine d'affectation）という用語は、人の資産の中における、「固有の消極財産の負担が課された財産の区別されたまとまり（une masse distincte de biens grevés d'un passif propre）」[46] を意味する。それゆえ、充当資産（patrimoine d'affectation）は、人の資産（patrimoine）の中に含まれる法的統一体（une universalité de droit）なのである。

**17.** ある著者は、一歩進んで、「立法者によって承認された多重の人格（*personnalité multiple*）という大胆な考え方」[47]（既にツァハリエによって検討されていたが）に依拠しつつ、人の資産の内容の区分を正当化することを模索した。この認識によれば、人と資産の関係を切断することなく、充当された財産のまとまりを区分けすることが可能となる。人は、特定された用途に充当した財産の所有者であり続けるが、その所有権の行使が、あたかも責任のように、制限される[48]。人が内包する利益（les intérêts qu'incarne la personne）と表層的な人格（une personnalité spécifique）との間の関係を設定するこの考え方は、第105回フランス公証人会議（le 105e Congrès des notaires de France）によって提案された事業人格（*pro-personnalité*）の概念の中に見出される[49]。それは、

45）「単に資産の単一性に反するに過ぎない充当資産（*« patrimoines d'affectation, simples entorses à l'unicité du patrimoine »*）」と主体のない資産（patrimoines sans sujet）との区別につき、*v*. Witz Cl., *Droit de gage général, précité*, n° 18.

46）Witz Cl., *Droit de gage général, précité*, n° 60.

47）*v*. Lassère V., *La doctrine du patrimoine chez Zachariae, mémoire précité*, p. 59, et *notre thèse précitée, L'unité du patrimoine, essai critique*, nos 797 et s.

48）*v. notre thèse précitée, L'unité du patrimoine, essai critique, spéc*. nos 944 et s.

49）*v*. Dubuisson E. et Savary O., *105e Congrès des notaires de France, Les propriétés incorporelles de l'entreprise*, 2009, IVe commission, p. 1190 ; Proposition pour un statut de l'entrepreneur individuel : le concept de pro-personnalité, *Dr. & patr*. 2009, n° 180, p. 38 et s.

充当資産（patrimoine d'affectation）を法人格（personnalité morale）に結びつける他の考え方に接近する。

**18.** 最後の考え方を押し広げるならば、資産概念は、法人格のテクニックを使うことによって、自律した資産を提示することが可能となる。かくして、法人の資産は、特別の対象や目的を掲げて充当される。会社の資産（一人会社[50]であると複数人会社であるとを問わず）、財団の資産、同様に寄付基金（fonds de dotation）[51]の資産は、特定の活動に充当されまたは留保された資産を構成する。信託を制度化した2007年２月19日法の制定以前において、ある著者は、充当資産（patrimoine d'affectation）と法人格の間の必然的な関係を主張し、「今日に至るまで、フランス法は、法人格を付与するという条件でのみ、充当資産を認めることができた」と叙述している[52]。

**19.** 最後に、充当資産（patrimoine d'affectation）を複数の人に結びつける、充当資産に関する第三の考え方に遭遇する。というのは、債権共同ファンド（les fonds communs de créances）[53]や投資ファンド（les fonds de placement）が構成する投機ファンド（les *fonds de spéculation*）[54]は、学説によれば、充当資産

50）*v*. notamment Zénati F., in *RTD civ*. 1985, p. 776 et 778 ; Storck M., De la nature juridique des fonds communs de placement, in *Mélanges en l'honneur du professeur Gilles Goubeaux*, LGDJ, 2009, p. 509 et s., *spéc*. p. 513.

51）*v*. Roussel V., Aspects immobiliers des fonds de dotation, *JCP* N 2009, n° 1227, p. 27, *spéc*. n° 6.

52）Wicker G., L'entreprise indivise et les procédures collectives, in *L'indivision, Journées nationales Bordeaux*, t. VII, *Travaux de l'Association Henri Capitant*, 2005, *Dalloz coll. « Thèmes et commentaires »*, *spéc*. n° 7, p. 35 ; *v*. encore du même auteur, *Les fictions juridiques, Contribution à l'analyse de l'acte juridique*, LGDJ, coll. *« Bibliothèque de droit privé »*, 1996, t. 253, *spéc*.

53）1988年12月23日法律88-1201号（*JO* 31 déc. 1988）によって法制化されたが、その後、2008年６月13日オルドナンス2008-556号（*JO* 14 juin 2008）により創設された証券化共同ファンド（les fonds communs de titrisation）が代替している。

54）Zénati-Castaing F. et Revet Th., *Les biens*, PUF, 3e éd., 2008, n° 62.

（patrimoine d'affectation）とみなされているからである[55]。それらは、特定の積極財産を、持分の所持人の利益の満足のために充当することが可能であり、その積極財産は、消極財産に結びつけられるので、自律的な性質を有する。法律は、それらに法人格を認めず、有価証券の共同所有とみなしている。充当されたこれらの資産は、共同名義人（cotitulaires）[56] である複数の出資者（souscripteurs）によって所持されているとみなされるので、人と資産の関係を切断しなくてもよいのである。

**20.** ところで、たとえ今日の学説が充当資産（patrimoine d'affectation）につき以上のような異なる見解を採用しているとしても、このような分離された資産を承認するためには、特殊なテクニックに依拠する必要性がある点を共通に示しているように思われる。具体的には、民事上の法人格（personnalité civile）というテクニック、法的統一体（une universalité de droit）というテクニック、差押禁止（insaisissabilité）というテクニック、信託（fiducie）というテクニックなどである[57]。しかしながら、学説は、充当資産（patrimoine d'affectation）の創設に関して、立法者の役割についてまで見解は一致しておらず[58]、充当資

55）*v*. notamment Terré F. et Simler Ph., *Droit civil, Les biens, op. cit.*, n° 22 ; Bonneau Th., *Les fonds communs de placement, les fonds communs de créances et le droit civil, précité*, n° 45 ; *comp*. Witz Cl., *La fiducie en droit privé français, op. cit.*, n° 133 ; なお、Zénati-Castaing F. et Revet Th., *Les biens, op. cit.*, n° 63は、そこには信託があり、所有権は管理会社に帰属していると分析する。

56）*v*. Storck M., De la nature juridique des fonds communs de placement, in *Mélanges en l'honneur du professeur Gilles Goubeaux, op. cit., spéc*. p. 512 et s. ; しかしながら、2003年の金融の安全に関する法律による仕切ファンド（fonds à compartiments）の規制化および公認化の進展は、隠れた人格化（personnification latente）の問題を浮き彫りにしている。この点につき、*v. notre thèse précitée, L'unité du patrimoine, essai critique*, n$^{os}$ 395 et s.

57）*v*. notamment Witz Cl., *Droit de gage général, précité*, n° 102 ; Guinchard S., *L'affectation des biens en droit privé français, op. cit.*, n° 15.

58）特に法定の枠付け（l'encadrement légal）の意味において、*v*. Guinchard S., *L'affectation des biens en droit privé français, op. cit.*, n° 399 ; comp. Zénati-Castaing F. Revet Th., *Les biens, op. cit.*, n° 236.

産（patrimoine d'affectation）の分離を保障するために立法者が介入すべき必要性について、およびその点に関して実務家に委ねることができる役割については、見解が対立している。こうして、今日の学説によるこの充当資産（patrimoine d'affectation）に関する複数の理解は、一つの概念による統一を疑わしくさせている。以下に検討するとおり、フランスの立法者も同概念をアンビバレントな形で受容しているのである。

### B－充当資産（patrimoine d'affectation）の立法によるアンビバレントな受容

**21.** 今日の立法者は、現実を配慮し、かつ一定の範疇の利益を保護しようとしつつも、長い間、法典化された立法規定の中に、充当資産（patrimoine d'affectation）の用語を導入するとの提案をなすことを躊躇してきた。信託を制度化した2007年２月19日法の法典化された規定は、信託資産（*patrimoine fiduciaire*）[59] という概念を用いたが、それを充当資産（patrimoine d'affectation）と性質決定してはいない。なお、議会資料は、同概念が議論の対象となり、2007年２月19日法の法典化されなかったある規定の中には同概念が存したことを示している[60]。よって、この受託者の固有資産と分離される信託資産は、民法典の中においては、充当資産（patrimoine d'affectation）であるとは識別されていないということになる。充当資産（patrimoine d'affectation）概念が、民法典においては現れておらず、それゆえ、民法典において定義がなされていないことは、何ら驚くには足りない[61]。

---

59）信託資産は、CREDA（取引法研究所=Centre de recherche sur le droit des affaires « 訳者注 » によって、「総称としての« *générique* »」充当資産と性質決定されている。この点につき、*v*. CREDA, L'EURL, *Droit, pratique et perspectives*, sous la dir. de Chaput Y. et Lévi A., Litec, coll. « Le droit des affaires », 2003, n° 151, p. 79.

60）同法12条１項は、「受託者に移転された積極財産および消極財産の要素は、充当資産（patrimoine d'affectation）を構成する」と規定する。

61）ケベック民法典1261条と比較されたい。同条は、「信託として移転された財産によって形成される信託資産は、委託者、受託者または受益者の資産とは区別された自律した充当資産（patrimoine d'affectation）を構成し、それらの者のいずれであってもその充当資産につき物的権利を有しない」と規定する。

**22.** さらに、詳細が法定されていないので、すべての信託が、2007年法以前に実務で行われていた無名の信託も含めて、充当資産（patrimoine d'affectation）の創設に根拠を与えているか明らかでない[62)]。その上、信託資産の中に移転された財産の所有権の問題についてすら、明確にはされていないのである[63)]。法律は、信託資産が受託者の資産の下位区分を構成しているか否か、この資産が法的人格とは独立したものか否かについても何ら示していない[64)]。法律のいくつかの規定は、信託が法人であると考える余地をも残している[65)]。他方、立法者は、かくして創設された信託資産の完全な自律性を保障してはいない[66)]。というのは、その財産の保存または管理から権利が生じた債権者は、信託資産だけではなく、二次的ではあるが、不十分な場合には、委託者の資産を差し押さえることができるからである（民法典2025条参照）。

**23.** 有限責任個人事業者（EIRL）に関する法律の条文には、充当資産（patrimoine d'affectation）のいかなる定義も見出すことができず、かつこの条文が、度々、充当された資産（patrimoine affectaté）という文言に明示的に言及しているが、

---

62）*v*. Crocq Ph., Lacunes et limites de la loi au regard du droit des sûretés, *D*. 2007, Dossier « Fiducie », p. 1354, *spéc*. n° 7, p. 1355 ; *v*. encore Le Gall J.-P. et Blanluet G., La fiducie, une oeuvre inachevée, commentaire des dispositions fiscales de la loi du 19 février 2007, *Dr. fisc*. 2007, n° 676.

63）*v*. notamment Mallet-Bricout B., Fiducie et propriété, in Liber amicorum Larroumet Ch., Economica, 2009, p. 297 et s. ; Libchaber R., Les aspects civils de la fiducie dans la loi du 19 février 2007, 1re partie, *Defrénois* 2007, art. 38631, *spéc*. nos 25 et s.

64）*v*. Le Gall J.-P. et Blanluet G., *La fiducie, une oeuvre inachevée. Commentaire des dispositions fiscales de la loi du 19 février 2007, précité*, 特に「受託者による彼の資産の下位区分への財産の収容（*« hébergement des biens par le fiduciaire dans une subdivision de son patrimoine »*）」の意味において、n° 9参照。

65）*v*. par exemple C. civ., art. 2011.

66）充当資産（patrimoine d'affectation）の理論に一致しない点につき、*v*. Witz Cl., *Droit de gage général, précité*, n° 60, p. 1372 ; Emerich Y., Les fondements conceptuels de la fiducie française face au trust de la *Common Law* : entre droit des contrats et droit des biens, *RID comp*. 2009, p. 49 et s., *spéc*. p. 65.

それが個人事業者の固有資産とは分離された資産とみなされるだけに、より一層、法的安定性を害することが懸念される。条文は、極めて曖昧かつ不完全であり、単に、事業活動に充当された財産を構成するこの分離された資産の創設が、法人の設立の根拠とならない点を明示しているのみである[67]。そこから個人事業者がその資産の内容を区分することができると帰結すべきか？　この資産は常に必ず個人事業者の人格と結びつけられるのか？　個人事業者の責任のこの限定をいかに正当化するのか？　なぜすでに提起されている事業上の人格（*personnalité professionnelle*）という考え方に依拠しなかったのか？

**24.** さらに立法者が、仮に充当資産（patrimoine d'affectation）を法律家の概念として採用することを望んだのだとしても、充当資産の創設を枠づける権利を留保しつつ、条文で詳細を定めなかった点は強調されるべきである。反対に、新たな需要に応じて充当資産（patrimoine d'affectation）を創設する自由を、実務家に与えるつもりであったのか？[68]

**25.** この短い紹介を終えるに際して、充当資産（patrimoine d'affectation）の立法上の概念が依然曖昧であるという点を確認することしかできない。もし充当財産（patrimoine d'affectation）を商法典の中に導入すべきであるというならば、法律の分かり易さおよび法的安定性を確保するために、それを明確に定義する必要があるように思われる。東洋の格言は、我々に「政を為さば、必ずや名を正さんか（« *La bon gouvrernemet se confond avec le recours aux désignations correctes* »）」[69]

---

67）l'EIRL を l'EURLに類比することに結びつけられた租税上の結果につき、*v.* Serlooten P., *Brèves observations*（*et interrogations*）*sur le projet de création de l'entreprise individuelle à responsabilité limitée*（*EIRL*）, *précité.*

68）*v.* Zénati-Castaing F. et Revet Th., *Les biens, op. cit.*, n° 253, p. 408 ; これらの著者によれば、信託に関する2007年２月19日法は、「……充当の主体によって追求される目的が何であるかを問わず、今日、法人格に拠らない財産の充当を当たり前に見ること、すなわち大衆化することを可能にし、その目的は、それ以前の信託が想定していなかったことにまで格段に拡大した。」

と教える。人との関係を明文で再確認する充当資産（patrimoine d'affectation）の定義を挿入することは、フランス法におけるそのアイデンティティーを失わせることにはならない[70]。そのような定義によって、既に柔軟である[71]資産（*patrimoine*）というフランスの概念が、さらに発展し、現代化する可能性を示すことができるであろう。

69）*v*. Terré F., in *JCP* G 2010, n° 204（論語・子路第13- 3 « 訳者注 »）.

70）現時点において、アンリ・カピタン協会の財産法（物権法）の改正提案（sous la dir. de Périnet-Marquet H., Litec, 2009）は、充当資産（patrimoine d'affectation）の定義を規定していない。なお、民法典草案519条は、「人の資産は、その者の現在及び将来の財産並びに債務の集合（*l'ensemble de ses biens et obligations, présents et à venir*）、消極財産の引き当てとなる積極財産を含む法的統一体（*l'universalité de droit*）である。すべての自然人または法人は、資産（*un patrimoine*）の、法律が別段の定めを置かない限り、唯一の資産（*un seul*）の名義人（*titulaire*）である。」と定めている。

71）Cornu G., *Droit civil, Les biens*, Montchrestien, 2007, n° 5.

［訳者注］

* 訳者は、慶應義塾大学と提携関係にあるトゥールーズ第１大学（Université Toulouse I Capitole）において、2010年４月２日に開催されたシンポジウム「私法における充当資産（patrimoine d'affectation）に関する多角的考察」に参加する機会を得た。

同シンポジウムは、同大学の「公証人法マスター２」（Master 2 Droit Notarial）が主催するもので、第１部「充当資産（patrimoine d'affectation）に関する導入的アプローチ」と、第２部「充当資産（patrimoine d'affectation）―個人上および事業上の問題点」の２部で構成されていた。第２部では、同マスター・コースの所長であるマルク・ニコ（Marc Nicod）教授および同パトリック・セルロタン（Patrick Serlooten）教授がそれぞれ議長を務め、クサビィエ・ドゥ・ルー（Xavier de Roux）弁護士（著者注19)参照）やエティエンヌ・デュビュイソン（Étienne Dubuisson)公証人（著者注49)参照）等、著名な弁護士、公証人、会計士、銀行実務家等がパネラーとして参加し、２つの討論（Tables rondes）が行われた。そのうち２つ目の討論は、主として新・有限責任個人事業者（EIRL）法の制定（シンポジウム時点では法案―その後の経緯につき訳者注****参照）に伴う実務上の問題点について討議するもので大変興味深い（ちなみに学生団体の事務局によって、当日の議論が整理され、その概要が公表されている―Le patrimoine d'affectation du professionnel indépendant : projet de loi sur l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée(EIRL), *Revue Lamy Droit Civil*, 06-2010, N° 72-49。さらに、当日の討論出席者の一人であるエティエンヌ・デュビュイソン氏が新EIRL法に関する著書を公刊している―Dubuisson（Étienne), *L'entrepreneur individuel à responsabilité limité*, Litec, 2010)。

第２部の討論に先立つ第１部は、基調講演であり、トゥールーズ大学講師のアンヌ＝ロール・トーマ＝レイノー（Anne-Laure Thomat-Raynaud）氏によって、「充当資産（patrimoine d'affectation）―統一的概念か多義的概念か？」と題される講演が行われた。ここに翻訳紹介するのは、トーマ＝レイノー氏の本シンポジウムにおける講演原稿に、同氏自身が詳細な注を付して公表した論文（Anne-Laure THOMAT-RAYNAUD, Le patrimoine d'affectation : réflexions sur une notion incertaine, *Revue Lamy Droit Civil*, 06-2010, N° 72-48）である。同論文は、主として理論的な面から、「充当資産（patrimoine d'affectation)」概念の意義と問題点（不明確性）を指摘するものであり、訳者としては、本翻訳が、そこに付された詳細な注とともに、今後のわが国におけるフランス有限責任個人事業者（EIRL）法の分析およびその基礎となる充当資産（patrimoine d'affectation）概念の研究にとり、彼地の議論を鳥瞰するための格好の指南役となることを期待している。

** Anne-Laure THOMAT-RAYNAUD。トゥールーズ第１大学講師（Maître de conférences en droit privé, Université Toulouse I, Capitole, Faculté de droit)。主要著作は、学位論文 Thomat-Raynaud（Anne-Laure), *L'unité du patrimoine : essai critique, « Doctrat & Notariat, Collection de Thèses dirigée par Bernard Beignier,* t. 25 », préface de Daniel Tomasin, 2007,

Defrénois で、複数の賞（Prix de l'Académie de législation, Prix Albert Viala de l'Ordre des Avocats du Barreau de Toulouse）を受賞するなど注目を浴び、また新・有限責任個人事業者（EIRL）法の制定を先取りした議論を展開していたことから、今回のシンポジウムにおいては、若年の講師としては異例の抜擢で、シンポジウムの責任者兼基調講演者を任せられることになった。

*** patrimoine およびpatrimoine d'affectation の訳語については、わが国において未だ十分に定着していないことから、本翻訳においては、「資産」および「充当資産」を仮訳とし、「資産（patrimoine）」、「充当資産（patrimoine d'affectation）」と原語を付して表記することとした。この点につき、片山「財産―bienおよびpatrimoine」北村一郎編『フランス民法典の200年』（有斐閣・2006年）177頁注(1)、195－196頁を参照されたい。

**** すべての個人事業者に、法人を設立することなく、個人の資産と分離された資産を事業活動に充当することを認める「EIRL法案」、正確には「有限責任個人事業者に関する法律草案（projet de la loi relatif à l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée）」が、2010年２月17日、国民議会（Assemblée nationale）によって採択された。訳者注*で紹介したトゥールーズ第１大学（2010年４月２日開催）でのシンポジウムは、その時点の国民議会草案を踏まえたものである（本翻訳の底本となるトーマ＝レイノー氏の論稿の位置付けにつき、原著者注20）参照）。

後に、同年４月８日に元老院（Sénat）において修正案が採択されたので、両院合同同数委員会（commission mixte paritaire）を経て、元老院修正案が、それぞれ同年５月５日に元老院において、同月12日に国民議会においてそれぞれ採択された。最終的には、憲法院（Conseil constitutionnel）の2010年６月10日の決定（n° 2010-607 DC）により憲法に適合しないと判断された数箇条を除いて、2010年６月15日、「有限責任個人事業者に関する法律」（loi n° 2010-658 du 15 juin 2010 relative à l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée）」として公布されている。

ちなみに、同法に関連して、①農業を営む個人事業者（l'entrepreneur individuel exerçant une activité agricole）に関して土地の充当を適用除外とする2010年７月27日法律2010-874号、②有限責任個人事業者への企業倒産法および過剰債務状況処理手続法の適用（adaptation du droit des entreprises en difficulté et des procédures de traitement des situations de surendettement à l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée）に関する2010年12月９日オルドナンス2010-1512号が公布されている。

EIRL法（2010年６月15日法）の条文については、別途、翻訳の公表を予定しているが、ここでは、本稿の理解のために、同法における「充当資産（patrimoine d'affectation）」の実質的な定義規定にあたる商法典（新）L.526-6 条を訳出しておく。

【商法典L.526-6 条】

1項－すべての個人事業者（entrepreneur individuel）は、法人を設立することなく、個人資産と分離された資産（un patrimoine séparé de son patrimoine personnel）を事業活動（activité professionnelle）に充当する（affecter）ことができる。

2項－その資産は、事業活動に必要な、個人事業者を名義人とする財産（biens）、権利（droits）、債務（obligations）または担保（sûretés）の集合（ensemble）によって構成される。それはまた、個人事業者を名義人とする財産、権利、債務または担保で、事業活動のために用いられ、かつ個人事業者が事業活動への充当を決定するものを含むことができる。ある同一の財産、債務または担保は、一個の充当された資産（patrimoine affecté）についてのみの構成部分（composition）となることができる。

3項－前項の適用除外として、農業および海洋漁業法典L.311-1条の意味における、農業を営む個人事業者（l'entrepreneur individuel exerçant une activité agricole）は、個人資産の中で経営（exploitation）のために用いられる土地を充当しないことができる。この権能は、経営者（exploitant）が所有者であるすべての土地に適用される。

4項－個人事業者は、資産が充当された事業活動の行使のために、その氏名を含み、直前もしくは直後に「有限責任個人事業者」の語または「EIRL」のイニシャルを付した名称（dénomination）を用いる。

［後記］

トゥールーズ第１大学におけるシンポジウム（訳者注*参照）への参加については、平成22年度科学研究費補助金（基盤研究（C））の助成を得た。また本論文の日本語への翻訳およびその出版については、著者であるアンヌ＝ロール・トーマ＝レイノー（Anne-Laure Thomat-Raynaud）女史および掲載誌 *Revue Lamy Droit Civil* のゲール・マロー＝デ＝グロット（Gaëlle Marraud des Grottes）編集長からご快諾を得た。ここに併せて謝意を表する次第である。

« Cet article a déjà fait l'objet d'une publication dans la *Revue Lamy Droit civil*. Je remercie vivement Madame Anne-Laure Thomat-Raynaud, son auteur ainsi que *Les Editions Lamy* et Madame Gaëlle Marraud des Grottes, rédactrice en chef de cette revue, de m'avoir autorisé la publication de cet article dans le *Keio Law Journal*, traduit en japonais. »

翻訳（トーマ＝レイノー／片山）

［追記］

本年度３月に、開設以来、法務研究科の発展に多大なご貢献をなさった豊泉貫太郎先生とロバート・マキロイ先生がご退職をお迎えになられる。特に、豊泉先生には、私が塾法学部の学生の時代に、先生がご担当されていた民法演習を履修して以来、実に30年の長きに亘ってご指導を賜ってきた。平成元年に私が専任講師として塾に奉職して以降は、まずは、今はなき司法研究室で、次いで、法科大学院の開設準備室で、そして豊泉先生が法務研究科委員長をお務めになった２年半は委員長補佐として、ご一緒にお仕事をさせていただいた。感慨なくして、この30年を振り返ることはできないし、また先生への感謝の気持ちを的確に表す言葉を見つけるのも容易ではない。ただ一点ここで確認しておきたいのは、わが国における法科大学院での法曹教育はいまだ緒に就いたばかりだが、三田における法曹教育は、何十年も前から既に始まっていたという事実である。その意味で、塾法科大学院は、三田における法曹関係者の積年のご努力の果実であり、見方を変えれば、« 塾法科大学院 »は既にそこにあったといっても過言ではないであろう。その最前線で、法を語り、法を実践して、三田における法曹教育を牽引されて来られたのが、他ならぬ豊泉先生である。塾法科大学院は、これからも日々生まれ変わり、新たな歴史を刻み続けることによって、社会を先導して行かなければならないが、今後とも豊泉先生の偉業は決して色褪せることはなく、索法への熱い思いは世代を超えて受け継がれて行くことを確信している。豊泉先生、長い間、本当にありがとうございました。これからもよろしくご指導お願いします。